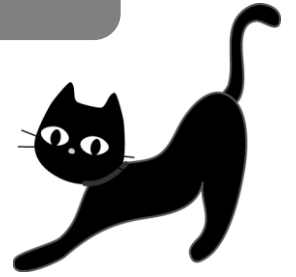


はじめて仔猫の血統書を申し込まれる方に



④ 申し込みに必要な用紙は、次の2つです。

- ① 舎号登録申込書（登録料：5300円）
- ② 一胎猫血統書申込書（登録料：仔猫1匹につき2100円）

④ 猫舎号登録は最初の一回だけ必要です。

猫舎号とは仔猫の繁殖者の登録上の屋号のようなもので、仔猫の血統書の名前の欄に仔猫の名前と一緒に記載され、登録上の正式の猫名とされます。この猫舎号は最初の仔猫の登録をお申し込みされる際に同時に申し込みされれば、半永久的に繁殖者の名誉と権利が保護されますから、あとから第三者が同じ猫舎号を申し込んでも受け付けられません。

④ 仔猫の名前について。

現在特に決まりはありませんが、以下の規則に従って付けていただく方法もあります。

- ① 仔猫の登録上の名前は、同胎猫は同じ頭文字で揃えます。
 - ② 最初の一胎猫の名前の頭文字はアルファベットのAを使い、次回の一胎猫の頭文字はBを用います。
- ※すでに決まっている、付けたい名前がある場合はご記入ください。

特にご希望が無ければ上記の規則に従ってCRCで付けさせていただきます。

④ 親猫が他団体の登録猫の場合は、母猫の登録が必要です。

仔猫の両親猫が他クラブに登録されている場合には、両親猫の血統書またはそのコピーを必ず添付してください。仔猫の登録には母猫の登録が必要ですので、同時に母猫の登録を申し込んで下さい。

④ 仔猫の性別、毛色、目の色などはよく確かめてご記入下さい。

仔猫の申込書には、オス猫を先に記入、次にメス猫をご記入して下さい。その際に、毛色や目の色の異なる場合は、よく確かめてご記入下さい。

何色かわからない場合は、毛色がわかる写真を添付し、その旨をお知らせ下さい。事務局で判断し登録します。

④ 仔猫の新所有者が決まっている場合はご記入して下さい。

登録申し込み前に仔猫の所有者が決まっているときには、申込書の右端の「登録前に譲渡先決定の場合の所有者氏名・住所」の欄に、正確にご記入下さい。[例：東京花子（千葉県）]

仔猫の血統書の所有者欄に記載されます。

④ 登録料金は現金書留、または郵便振替でご送金下さい。

例：仔猫が三匹の場合は、 $2100 \times 3 = 6300$ 円。母猫の登録証明1600円。

プラス猫舎号登録料5300円。合計13,200円となります。

※登録申請書類は郵送してください。

- 申請について、詳しくは同封した諸料金表をお読みください。

血統書の発行等は、申請受付および入金確認の後、2、3週間程でお届けできるよう努めています。

